

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示 鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日等

健康保険法による保険医療機関の指定

健康保険法による保険医の登録

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

地域森林計画の樹立

地域森林計画の変更

保安林の指定の解除

土地改良区の定款の変更の認可

県営土地改良事業計画の決定

土地改良事業の認可

規 則

都市計画区域の変更

土地区画整理組合の設立の認可

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公安告示 昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号の一部改正

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第十一条商工振興課の項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 電気工事業に関する事
第十八条の表中

鳥取県あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十三条第三項の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験、施術者に対する指示、施術所の使用制限、禁止、修繕又は改造命令及び業務の停止又は禁止に関する重要事項の調査審議に関する事務
鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師試験委員	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師等に関する法律第二条第一項の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師の試験に関する事務
鳥取県あん摩、マツサージ、指圧、はり、きゆう、柔道整復等地方審議会	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第十三条第三項の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の試験、施術者に対する指示、施術所の使用制限、使用

を

鳥取県あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師試験委員	禁止、改善又は衛生上必要な措置を講ずべき旨の命令並びに業務の停止又は禁止に関する重要事項の調査審議並びに柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第二十五条第二項の規定による柔道整復師の試験、柔道整復師に対する指示及び施術所の使用制限、使用禁止、改善又は衛生上の措置を講ずべき旨の命令に関する重要事項の調査審議に関する事務
鳥取県柔道整復師試験委員	あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第二条第一項の規定によるあん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師の試験に関する事務
柔道整復師法第三条の規定による柔道整復師の試験に関する事務	

改める。

第二百二十六条中「養豚科」の下に「、放牧養豚科」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

に

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第四号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（昭和四十五年十月鳥取県条例第六十号）中別表の第一種県営住宅の表の浜坂第十一団地及び上粟島第二団地に関する部分並びに第二種県営住宅の表の寿団地及び上粟島第三団地に関する部分の施行期日は、昭和四十六年一月二十一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

浜坂第九

五、五七〇円

を

浜坂第九	五、五七〇円
浜坂第十一	六、〇七〇円
上粟島第二	五、八一〇円

に改め、同表の第二種県営住宅の表

中	赤碓港	三、九〇〇円	を	赤碓港	三、九〇〇円
	赤碓港	三、九〇〇円		寿	四、七五〇円
				上粟島第三	四、一八〇円

に改める。

附 則

この規則は、昭和四十六年一月二十一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第四十一号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十六号）第十条の規定により、昭和四十六年度鳥取県立身体障害者更生指導所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 入所期日 昭和四十六年四月上旬
- 二 募集人員 機能回復訓練生及び職能訓練生 二〇名

鳥取県告示第四十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定により、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十一年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	診療科名	開設者名	指定年月日
鳥取生協病院附属第三事業所診療所	鳥取市古市一八五(三洋製紙(株)内)	内科	鳥取勤労者医療生活協同組合組合長 山崎 季治	昭和四十五年十二月二十六日
蒲生診療所	岩美郡岩美町蒲生	内科	小松 延江	昭和四十五年十二月二十五日
福永医院	気高郡青谷町青谷四、三〇六	内科、外科、産婦人科	福永 達郎	昭和四十五年十二月二十九日
岡本齒科医院 皆生診療所	米子市上福原一、八三八の一五	歯科	岡本 治	昭和四十五年十二月十五日
田中歯科診療所	境港市日の出町二〇	〃	田中 一民	〃
稲田医院	西伯郡西伯町法勝寺三三三の二	内科、小児科、放射線科	稲田 セツ子	昭和四十五年十二月五日

鳥取県告示第四十三号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
福島 明	境港市馬場崎町八三	鳥医 第一五六三号	昭和四十五年十二月二十五日

鳥取県告示第四十四号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十五年十二月五日	稲田医院	西伯郡西伯町法勝寺三三三の二

鳥取県告示第四十五号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。
昭和四十六年一月十六日

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地	開設者
昭和四十五年十二月十八日	稲田医院	西伯郡西伯町法勝寺三三三の二	稲田セツ子

鳥取県告示第四十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定に基づき、八頭森林計画区の地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

鳥取県八頭地方農林振興局

鳥取県告示第四十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第三項の規定に基づき、鳥取森林計画区、倉吉森林計画区、米子森林計画区及び日野森林計画区 の地域森林計画を変更したので、同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

各森林計画区所管の地方農林振興局

鳥取県告示第四十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の一三九、岩美郡福部村大字湯山字高浜二一六四の四四九(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び鳥取市役所並びに福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、箕蚊屋土地改良区の定款の変更を昭和四十六年一月九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十五年十月十五日付で米子市尾高一、六七六番地金沢悦雄ほか十五人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良(大山地区広域営農団地農道)事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四

項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良(大山地区広域営農団地農道)事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年一月二十日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

米子市役所、岸本町役場、淀江町役場、大山町役場、名和町役場、中

山町役場、溝口町役場及び江府町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十一号

倉吉市三江百四十四番地美浦好信ほか五十九人の者から申請のあつた数人が共同して行なう土地改良(才ヶ崎地区農道整備)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月九日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十二号

境港市長から申請のあつた境港市営土地改良(川中井川地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十三号

西伯町長から申請のあつた西伯町営土地改良(上中谷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十四号

東伯町長から申請のあつた東伯町営土地改良(三保地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十五号

東伯町長から申請があつた東伯町管土地改良(野井倉地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十六号

東伯町長から申請のあつた東伯町管土地改良(西峯地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年一月九日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第五十七号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条第六項において準用する同条第一項の規定により、次のとおり都市計画区域を変更する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

変更前	境港都市計画区域	米子都市計画区域	都市計画区域の名称
	境港市の全域	米子市のうち旧伯仙町を除く区域及び西伯郡日吉津村の全域	土地の区域
変更後	米子境港都市計画区域	米子市のうち旧伯仙町を除く区域、西伯郡日吉津村の全域及び境港市の全域	

鳥取県告示第五十八号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十四条第一項の規定に基づき、米子駅裏土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第二十一条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 組合の名称
米子駅裏土地区画整理組合
- 二 事業施行期間
昭和四十六年一月十六日から昭和四十八年三月三十一日まで
- 三 施行地区
米子市目久美町の一部
米子市目久美町の一部
- 四 事務所の所在地
米子市中町二十番地(米子市建設部都市計画課内)

五 設立認可の年月日

昭和四十六年一月十六日

六 事業年度

昭和四十五年度から
昭和四十七年度まで

七 公告の方法

この組合の公告は、事務所の掲示場及びこの組合の地区内で理事長が指定する場所に掲示して行なう。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第一号

昭和四十六年第一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

一日時 昭和四十六年一月十八日 午前十時三十分

二 場所 鳥取市東町一丁目二百二十番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 昭和四十五年十一月十八日執行の鳥取市議会議員選挙における
当選の効力についての審査の申立てについて

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

昭和四十三年三月鳥取県公安委員会告示第十五号（道路交通法第百四条第四項及び第百七条の五第三項の規定による医師の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和四十六年一月十六日

鳥取県公安委員会委員長 田村 純 一

一の表中

小椋 力	精神科	岩美町国民健康保険 浦富病院	岩美郡岩美町浦富 六四五
稲垣 卓	"	国立療養所鳥取病院	" 国府町奥谷 四七七
竹沢 道夫	精神神経科	幡 病院	鳥取市吉方二五一の一

内田 又功	精神科	国立療養所鳥取病院	岩美郡国府町大字奥谷 四七七の一
吉岡 千尋	精神神経科	医療法人寿生会 幡 病院	鳥取市雲山五七

改める。
二の表中

元村 武夫	"	鳥取県立厚生病院	倉吉市下田中三四三
神島 文雄	"	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六

野島鉄之助	"	医療法人十字会 野島病院	倉吉市瀬崎町 二七一四の一
藤永 豊	"	鳥取大学医学部附属病院	米子市西町三六の一

改める。

を に を に を に

三の表中

上田 博昭

〃

鳥取県立厚生病院

倉吉市下田中三四三

を

上田 博昭

〃

上田耳鼻いんこう科医院

倉吉市山根四八八の一

に

改める。

四の表を次のように改める。

前山 巖	清水 正章	岡 迪夫	北岡 宇一	医師の氏名
〃	〃	〃	整形外科	診療科名
鳥取大学医学部 附属病院	清水整形外科病院	鳥取赤十字病院	鳥取県立中央病院	勤務先
米子市西町三六の一	倉吉市宮川町二二九	鳥取市尚徳町一一七	鳥取市吉方温泉三丁目七〇一	勤務先の所在地